

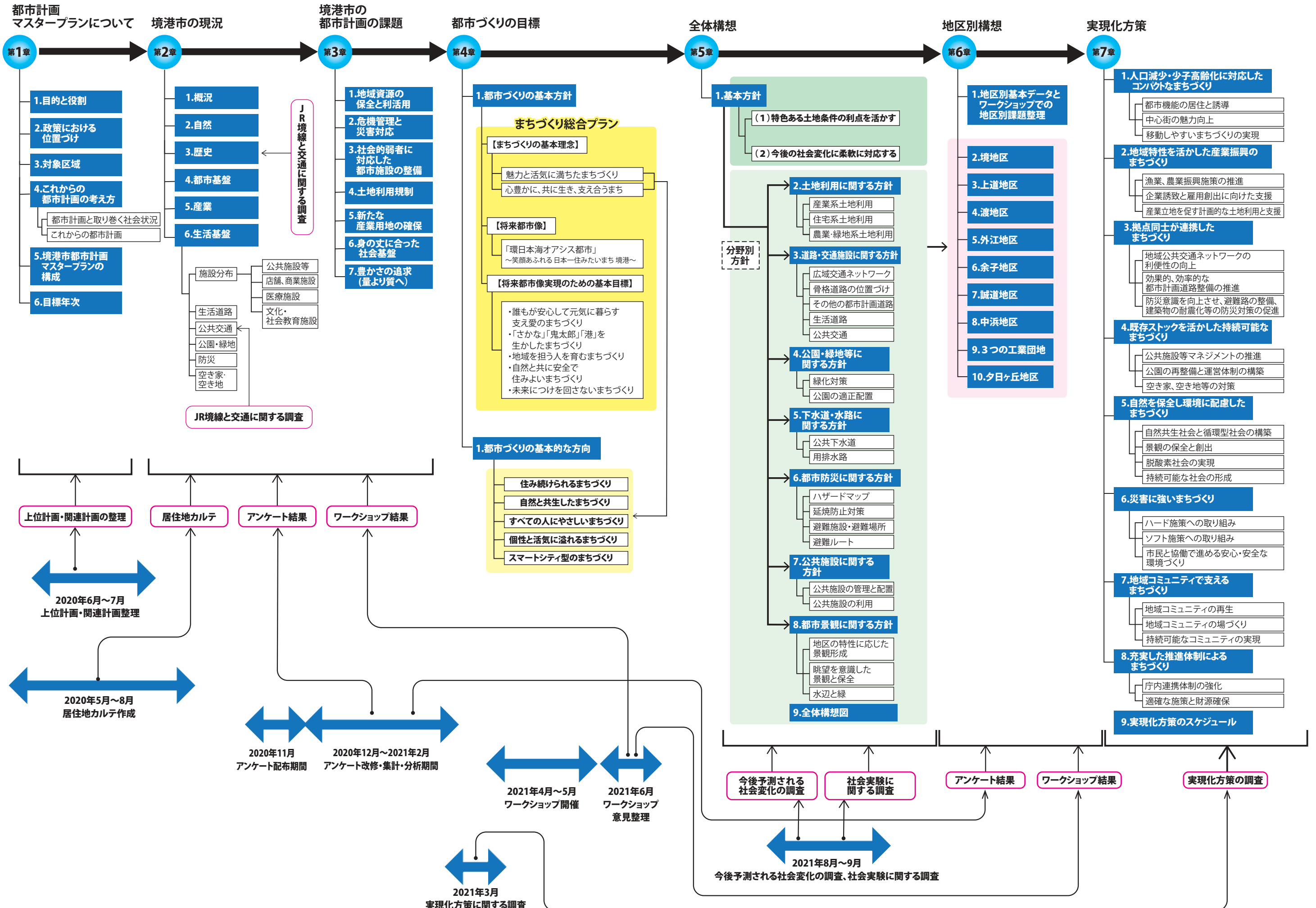
境港市

都市計画マスタープラン

概要版

令和 4 年 3 月
境港市

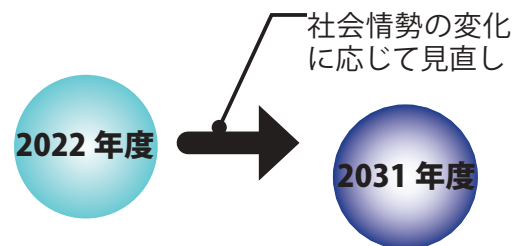
都市計画マスタープランの全体フロー



都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映して、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、都市づくりの方向性を示すものです。

境港市全域を対象区域とし、目標年次を 2031 年 (R13 年) とします。また、都市計画に関わる施策・事業の進捗による見直しは、今後の社会情勢等の変化に対応して、速やかに実施します。



境港市の都市計画の課題

1. 地域資源の保全と利活用
2. 危機管理と災害対応
3. 社会的弱者に対応した都市施設の整備
4. 土地利用規制
5. 新たな産業用地の確保
6. 身の丈に合った社会基盤
7. 豊かさの追求（量から質へ）

都市づくりの目標

まちづくりの基本理念

- (1) 魅力と活気に満ちたまち
- (2) 心豊かに、共に生き、支え合うまち

将来都市像

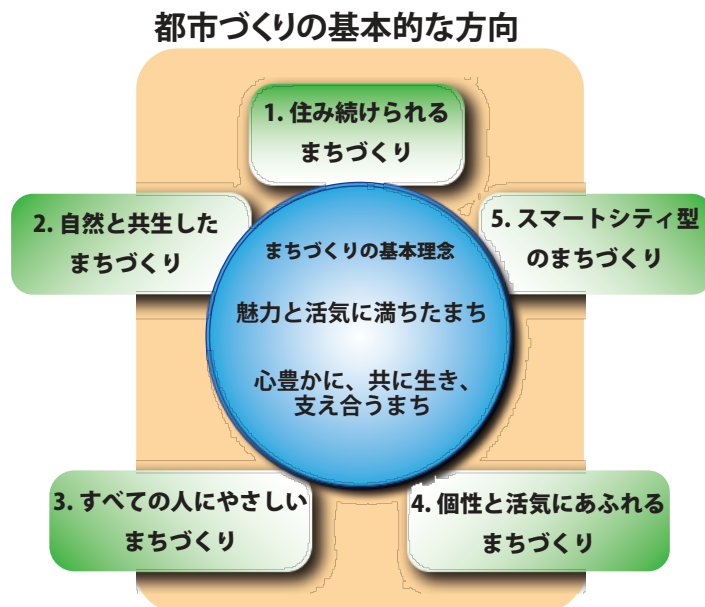
「環日本海オアシス都市」

～笑顔あふれる

日本一住みたいまち 境港～

将来都市像実現のための基本目標

- (1) 誰もが安心して元気に暮らす支え愛のまちづくり
- (2) 「さかな」「鬼太郎」「港」を生かしたまちづくり
- (3) 地域を担う人を育むまちづくり
- (4) 自然と共に安全で住みよいまちづくり
- (5) 未来につけを回さないまちづくり



全体構想の基本方針

(1) 特色ある土地条件の利点を活かす

●わかりやすい都市構造

現在の境港市の土地利用配置、都市機能配置はとて明解です。そして、それらは市内を環状に結ぶ幹線道路によって結びついています。この特徴は、物流・移動や防災、日常生活にとっての大きな利点となっています。

この明解さは、境港市域のコンパクトさとあいまって、将来においてもより生産性の高い市街地にできる可能性をもっています。

●明解さを活かす

今後の土地利用の誘導、都市施設の整備は、この明解さを活かし、より快適で安心・安全な市街地形成を進めていきます。そのため、区域区分、用途地域は原則として現状の計画を踏襲します。ただし、市街化調整区域内の連たん市街地は、社会経済状況に応じて良好な都市環境の形成を図るため、地区計画制度等の検討を行います。

●特色ある土地条件と高水準の社会インフラ

本市の土地条件は3つの水域に囲まれ、水際に沿うかたちで住居が連たんしている特徴があり、親水性が高い反面、高低差が少なく浸水被害を受けやすい特徴があります。

一方で、重要インフラが29km²の中に存在し、都市機能もコンパクトにまとまっており、自動運転などの新しい交通システムの導入に関して大きな利点を持っています。

●利点を活かす

上記のような、明解な都市構造、特色のある土地条件、高水準の社会インフラといった利点を活用した、本市ならではの都市づくりを進めます。

(2) 今後の社会変化に柔軟に対応する

●これからの変化への対応

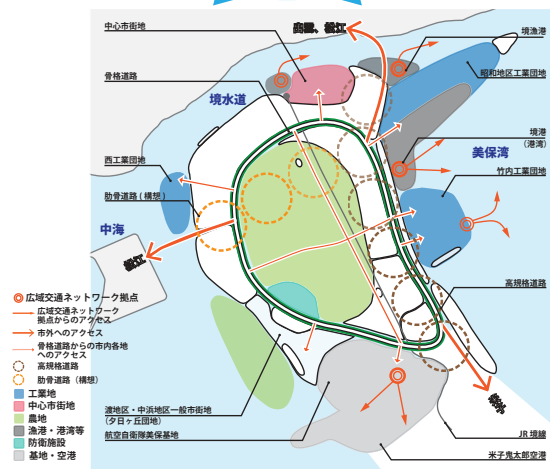
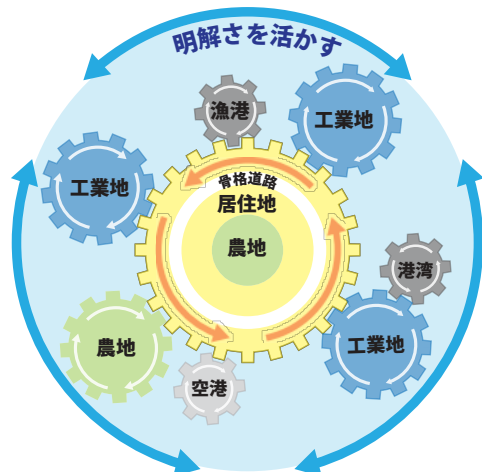
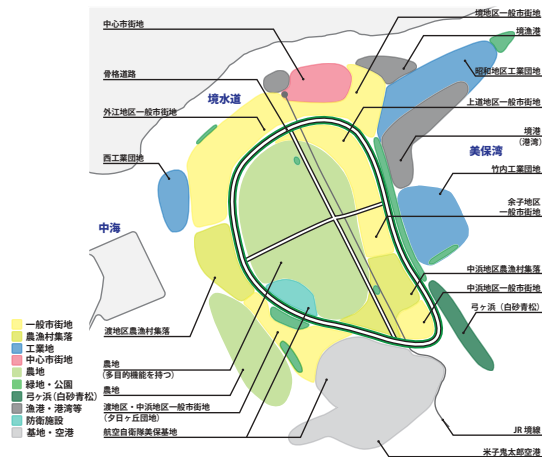
都市計画を取り巻く社会経済状況は、現在すでに大きな変革期にあります。本市もここ20～30年の間に大きく変化し、今後もさらなる大きな変化が予想されますが、その具体的な内容を確実に見通すことは容易ではありません。

それぞれの時点における課題に適切に対応できるよう、先端的な知見や技術を柔軟かつ積極的に受け入れた都市づくりを進めます。そのため、市民意識・意向を反映した計画の見直しや柔軟な運用に努めます。

●コンパクト＋ネットワーク

人口減少、高齢化が進む地方都市では、地域の活力を維持し、医療・福祉・商業等の生活機能を確保したコンパクトなまちづくりを進めることが重要です。

そのため、都市全体の構造を見渡ししながら、住民生活に必要な施設の誘導とそれらを繋ぐ地域公共交通の整備により、コンパクト＋ネットワークの実現を図ります。主に既存の鉄道や路線バスといった公共交通を軸として設定し、徒歩圏と公共交通による移動しやすいまちを目指します。



土地利用に関する方針

土地利用に関する方針は、以下の（１）～（３）のとおりです。

（１）産業系土地利用

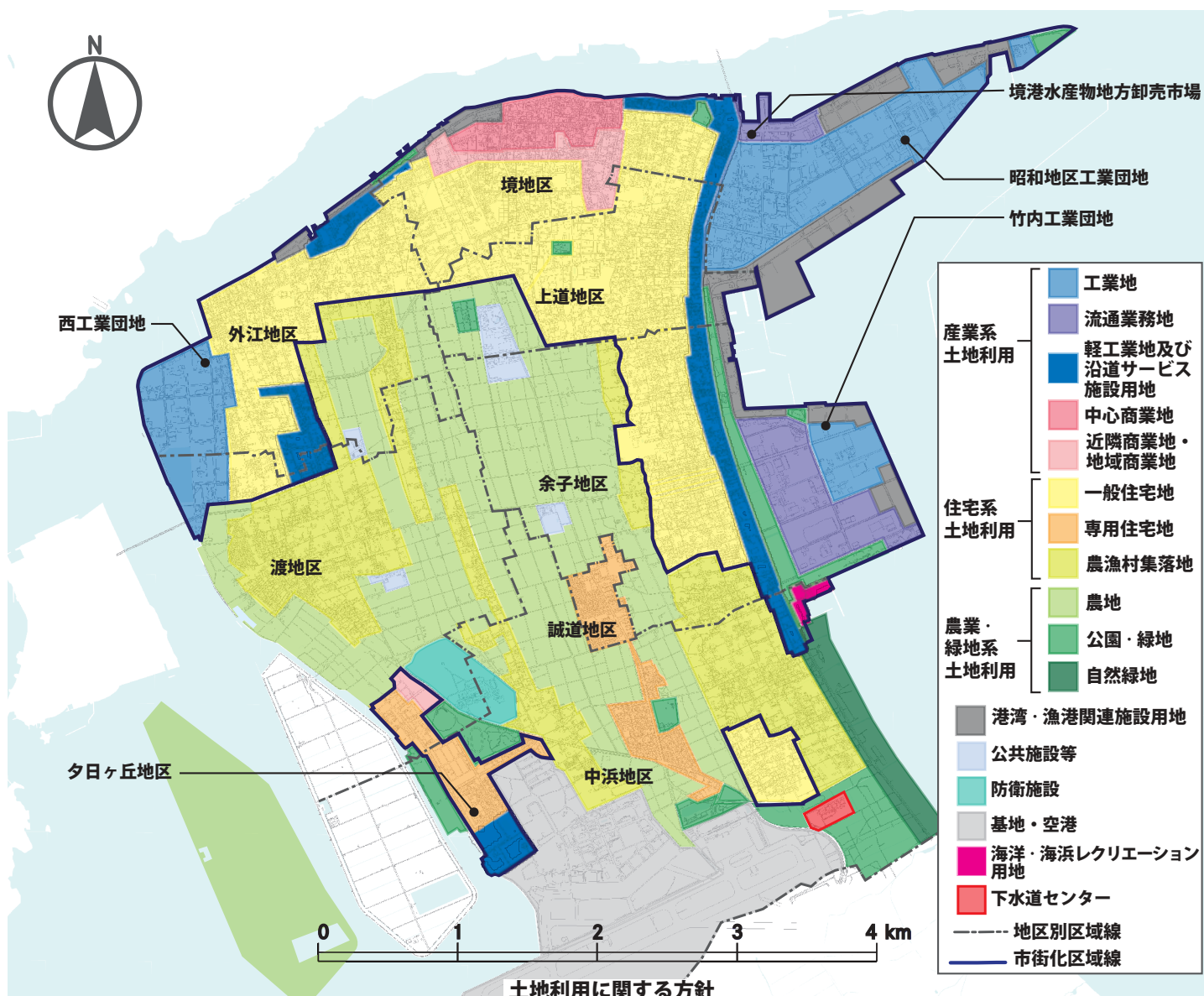
- 工業地
- 流通業務地および港湾・漁港関連施設用地
- 軽工業地および沿道サービス施設用地
- 中心商業地
- 近隣商業地・地域商業地

（２）住宅系土地利用

- 一般住宅地
- 専用住宅地
- 農漁村集落地

（３）農業・緑地系土地利用

- 農地
- 公園・緑地等
- 自然緑地



道路・交通施設に関する方針

道路・交通施設に関する方針については以下の（１）～（５）のとおりです。

（１）広域交通ネットワーク

生活圏である中海・宍道湖・大山圏域が全体として発展していくために、３つの港の機能を最大限に発揮するとともに、災害時の広域避難路を確保するためにも、米子市や松江市方面へのアクセスを高める高規格道路を含む交通ネットワーク構想の実現に向けて、関係自治体と連携して取り組んでいきます。

（２）骨格道路の位置づけ

都市計画道路のうち、①米子駅境線、②外港外江線、③横断道境港線、④美保空港線、⑤余子渡線（県道区間）および⑥産業中央線については、市内の円滑な交通を確保し、地域間の移動および主要拠点へのアクセス機能を発揮する骨格道路として位置づけます。

（３）その他の都市計画道路

骨格道路以外の都市計画道路については、未着手となっている計画路線の廃止の検討を行うとともに、新たな高規格道路を含めた幹線道路ネットワークとしての位置づけや必要性について検証します。

（４）生活道路

各地区の骨格道路とつながる幅員の比較的に広い道路については、市街地や集落へのアクセスの向上を図る上からも、機能の保全を図っていきます。

一方、幅員のせまい狭い道路については、地域の方々の協力も得ながら、拡幅や迂回スペースの確保に努めます。

（５）公共交通

市内にある鉄道、バス、空港、地域内交通（はまる一歩バス）などにおける、相互アクセスの改善を図っていきます。

また民間バス路線の存続に努めます。



公園・緑地等に関する方針

公園・緑地等に関する方針については以下の（１）および（２）のとおりです。

(1) 緑化対策

緑の持つ多様な機能が、緑化対策として都市づくりに最大限発揮されるよう、地域特性や市民の多様なニーズに柔軟に対応した取り組みを推進します。

骨格道路は街路樹通りとし、都市公園、港湾緑地には、骨格道路からのアクセス向上を図ります。

都市全体では、緑によるCO₂の固定・吸収の効果や、水辺空間と連携した潤いのある空間創出など、都市づくりと連携した緑の保全・創出の取り組みを推進します。

(2) 公園の適正配置

公園については、利用圏や防災面を考慮し、圏内の空き地や遊休農地等を公園として活用することも検討しつつ適正配置を図ります。

また、地区ごとに配置の偏りがないよう、バランスのとれた配置を推進します。



下水道・水路に関する方針

下水道・水路に関する方針については以下の（１）および（２）のとおりです。

（１）公共下水道

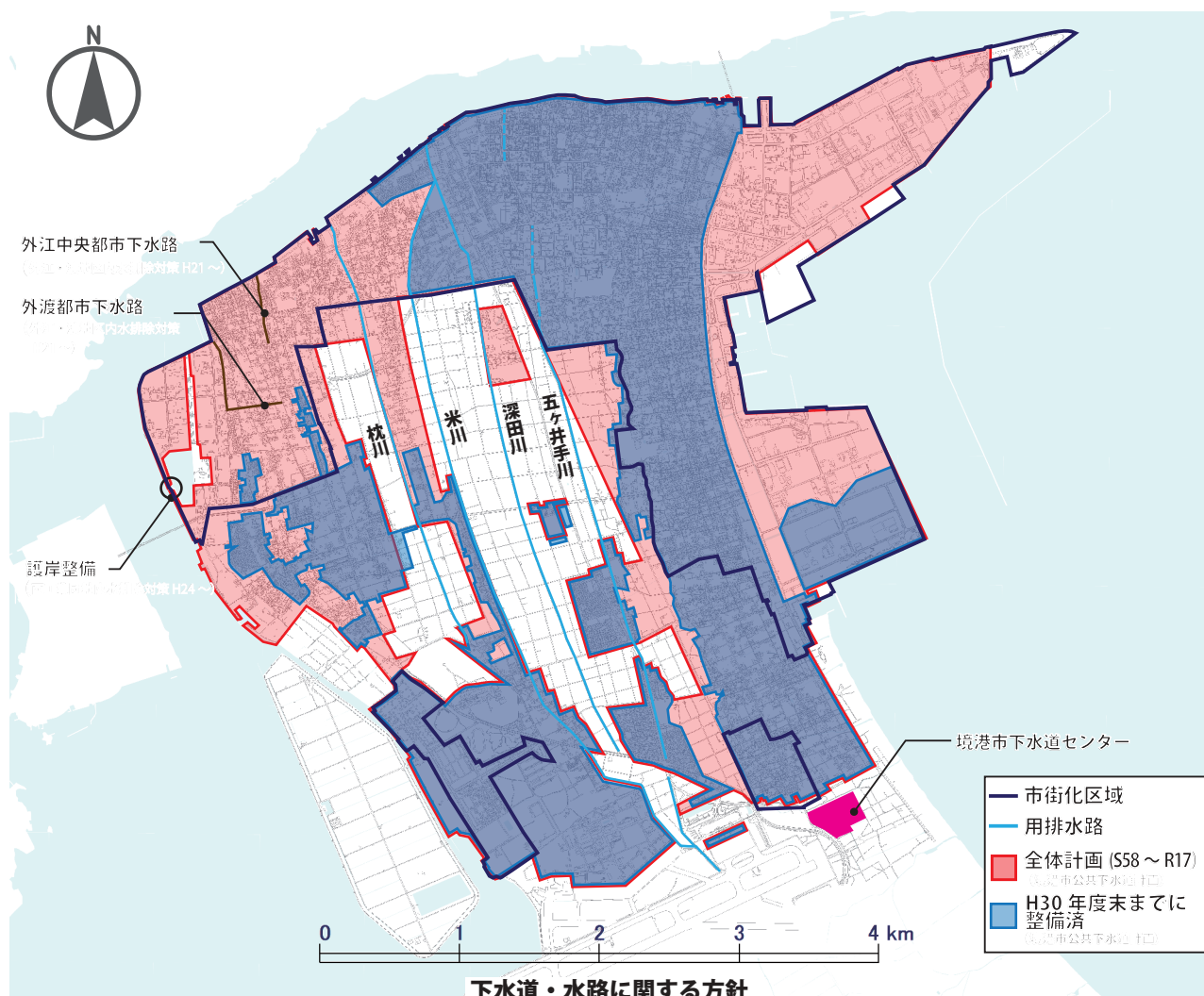
境港市公共下水道事業計画による整備を進めます。雨水については雨水幹線の整備や雨水ポンプ施設等の整備改善を図ります。汚水整備については、2026年度（R8年度）までに住居地域の概成を目標として整備を進めます。

また、外江・渡地区等の内水排除対策により、当該地区での高潮等による被害の軽減を図ります。

（２）用排水路

集中豪雨時の浸水被害の解消や軽減のため、水路、農業用排水路の整備や雨水貯留など、総合的に整備・改修に努めます。

過去の豪雨により浸水被害のあった地域については、浸水被害を軽減するため、雨水管理総合計画を作成し、浸水リスクが大きい地域を中心に、計画的な浸水対策を進めます。また、気候変動の影響で想定される最大降雨に対しては、内水ハザードマップを作成し、市民の皆様と水害に関する知識や情報を共有しながら、総合的な浸水対策を進めます。



都市防災に関する方針

都市防災に関する方針については以下の（１）～（４）のとおりです。

（１）ハザードマップ

境港市津波・洪水ハザードマップにより、情報の周知や避難訓練への活用を図るとともに、集中豪雨等による内水ハザードマップの整備を進めます。

（２）延焼防止対策

住宅密集地（（※）DID地区等）における、大規模な火災延焼を防ぐための対策を進めます。また消防活動困難区域については、狭あい道路の解消など、その改善に務めます。

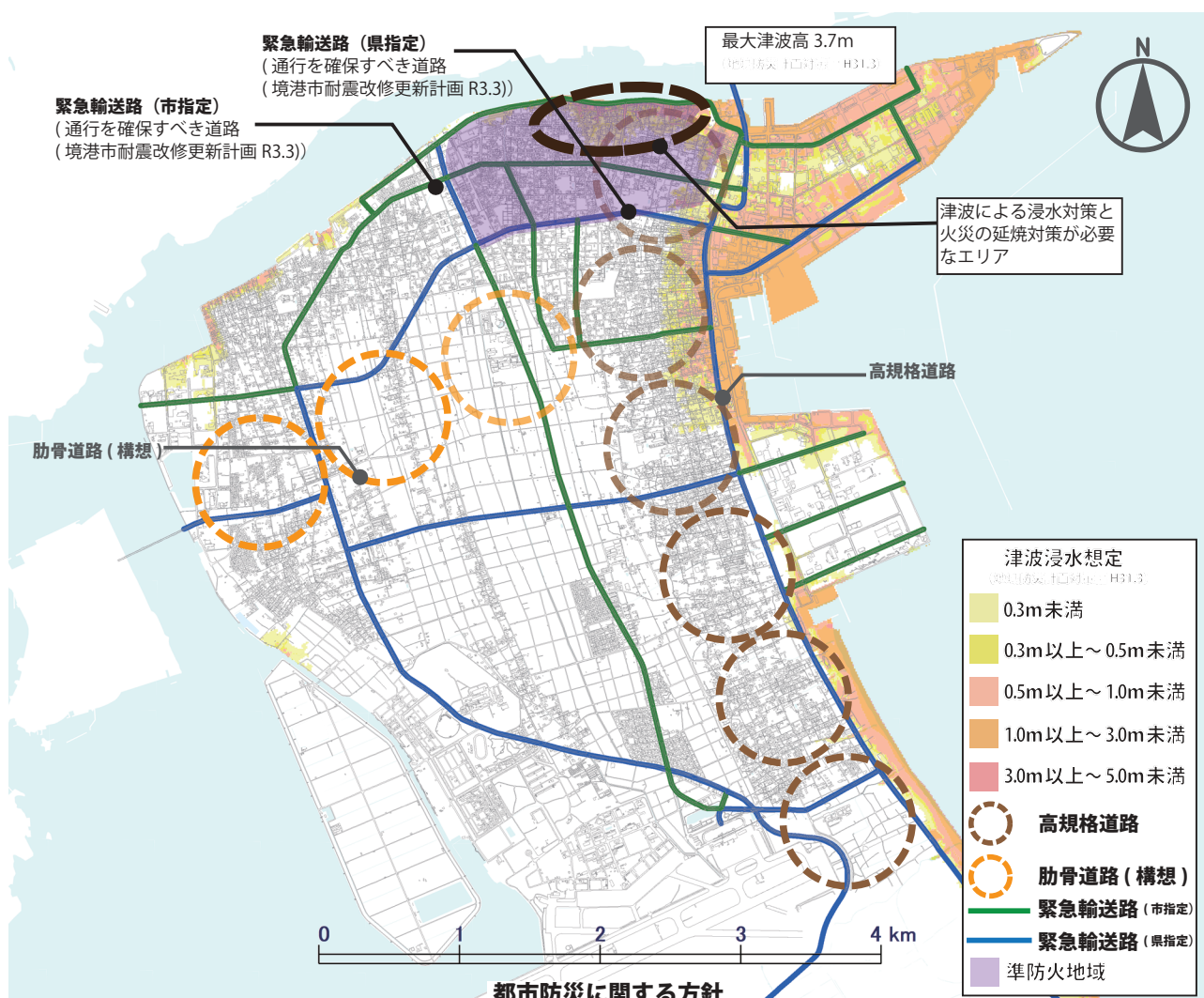
（※）DID 地区・・・人口集中地区

（３）避難場所・避難施設

地域防災計画に基づき、災害時における避難施設、消防、医療、輸送等の基盤となる道路、水道施設など、計画的な点検や更新など老朽化対策に努めます。また、公園は災害時における救護活動の場所となるため、応急対策に必要な備蓄倉庫の設置など、防災施設の充実を図ります。

（４）避難ルート

地域防災計画と連携して、高潮・高波や大規模地震災害による津波、島根原子力発電所の災害が発生した場合の対応として、広域避難のためのバス待機所や港や空港を利用した避難を考慮した待機所の整備を行うとともに、高規格道路等の避難ルートの確保に務めます。



公共施設に関する方針

ここでの公共施設は公共建物を意味し、それに関する方針については以下の（１）および（２）のとおりです。

（１）公共施設の管理と配置

公共施設の管理に関しては、公共施設等総合管理計画に則って適正管理を進めます。また、リニューアル等の際には、地区内公共施設の統合も含め適正配置を図ります。

（２）公共施設の利用

施設総量の縮減への取り組みを進めつつ、公共施設の利用に関しては、多目的利用や複合化など、既存の建物を有効活用することも考慮します。

また、港湾施設に関しては、港湾計画と連携し、柔軟な対応に努めます。

都市景観に関する方針

都市景観に関する方針については以下の（１）～（３）のとおりです。

（１）地区の特性に応じた景観形成

境水道沿いの水辺や対岸の島根半島を望む地区や大山を望む地区、3方を異なる水域に開かれている親水性、環状の骨格道路沿道、観光拠点となる地区など、それぞれの地区の特性に応じた景観形成を誘導して、「環日本海オアシス都市～笑顔あふれる 日本一住みたいまち 境港～」の街の姿を実現します。

このため、市民と協働して各地区の景観形成の方針を定めた景観計画を作成します。

（２）眺望を意識した景観と保全

市街地からの眺望としてはいくつかの特徴的な眺望点があります。美保湾から雄大な大山を望むことができる白砂青松の弓ヶ浜海岸、夢みなとタワーおよび昭和北緑地、また境水道を介して島根半島への眺望を楽しめる、みなとさかい交流館などです。このほかに、中海や美保湾の景観を眺めることのできる場所があるにもかかわらず、アクセスが制限されているために、必ずしも活用されていない眺望点が多くあります。これらの点検を行って、その保全と活用を図ります。

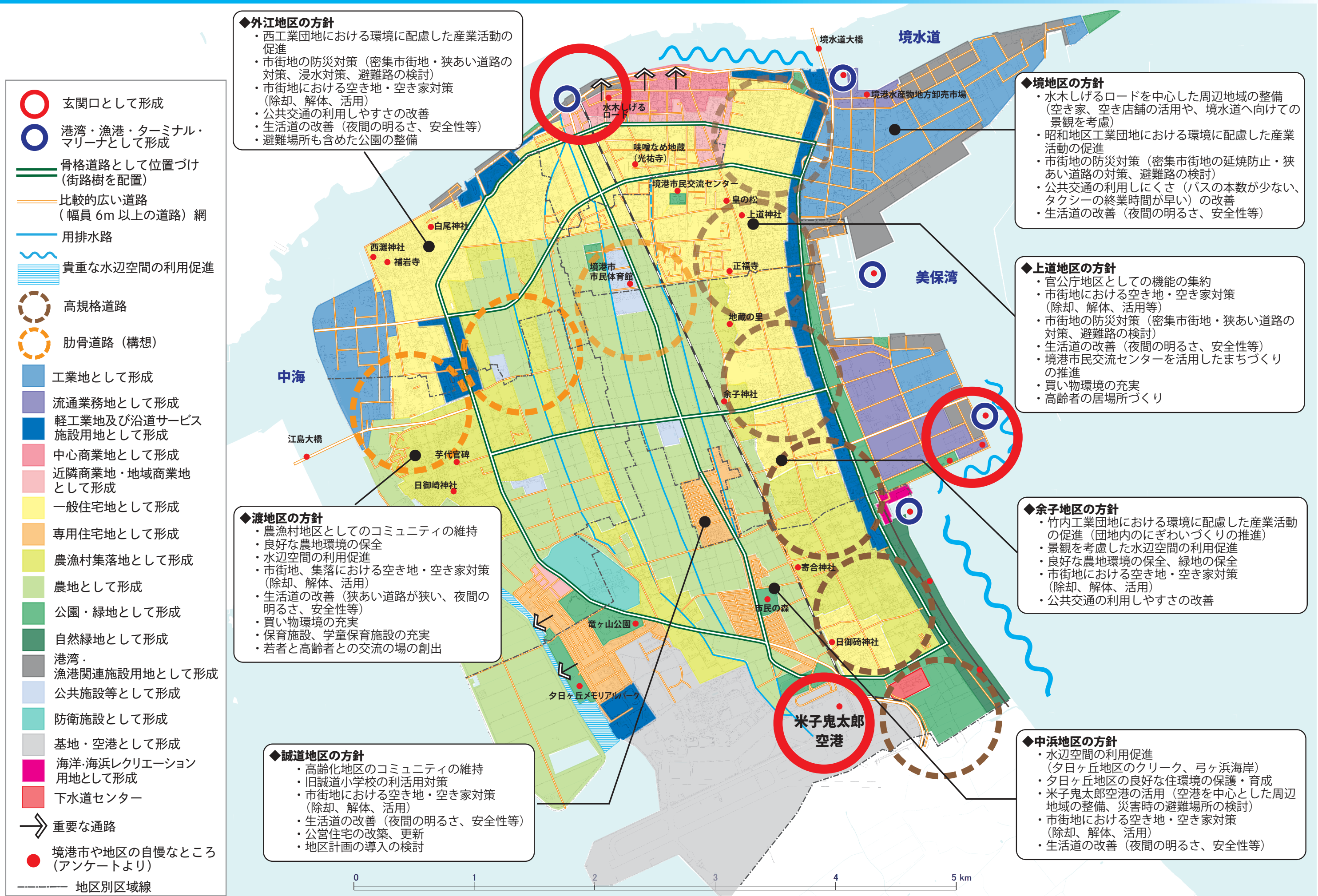
(3) 水辺と緑

本市には多様な水辺と緑の空間があります。幹線道路のグリーンベルト、白砂青松、港湾緑地、公園等の緑の空間と、大山を望む美保湾、島根半島を望む境水道、ラムサール条約湿地である中海という3つの大きな水域にくわえて、夕日ヶ丘地区と中海干拓地との間の水路、米川などによる大小の水辺空間です。

今後は、これらの水辺空間を活かした景観形成に努めます。そのために、市街地近傍の護岸へのアクセスの改良、滞留場所の確保、利用条件の点検等を行って、計画的な活用を図ります。

また、現在、市民の方から親しまれていない水辺空間についても、利用推進を図ります。





1. 人口減少・少子高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくり

- 都市機能と居住の誘導
- 中心街の魅力向上
- 移動しやすいまちづくりの実現

2. 地域特性を活かした産業振興のまちづくり

- 漁業、農業振興施策の推進
- 企業誘致と雇用創出に向けた支援
- 産業立地を促す計画的な土地利用と支援

3. 拠点同士が連携したまちづくり

- 地域公共交通ネットワークの利便性向上
- 効果的、効率的な都市計画道路整備の推進
- 防災意識を向上させ、避難路の整備、建築物の耐震化等の防災対策の促進

4. 既存ストックを活かした持続可能なまちづくり

- 公共施設等マネジメントの推進
- 公園の再整備と運営体制の構築
- 空き家・空き地等の対策

5. 自然を保全し環境に配慮したまちづくり

- 自然共生社会と循環型社会の構築
- 景観の保全と創出
- 脱炭素社会の実現
- 持続可能な社会の形成

6. 災害に強いまちづくり

- ハード施策への取組み
- ソフト施策への取組み
- 市民と協働で進める安心・安全な環境づくり

7. 地域コミュニティで支えるまちづくり

- 地域コミュニティの再生
- 地域コミュニティの場づくり
- 持続可能なコミュニティの実現

8. 充実した推進体制によるまちづくり

- 庁内連携体制の強化
- 的確な施策と財源確保

9. 実現化方策のスケジュール

全体構想の基本方針に沿って、実現化方策を進めます。2022年度（R4年度）～2026年度（R8年度）までを前期とし、2027年度（R9年度）～2031年度（R13年度）までを後期とします。

各方策を進める際には、期間内での目標設定と工程を検討し、詳細な計画を立案します。また前期、後期の中間年度では、具体的な検証作業等を実施し、当初計画の改訂を行い目標達成に向かうこととします。

境港市 建設部 都市整備課 都市政策係

〒 684-0033 鳥取県境港市上道町 3000

Tel 0859-47-1066 Fax 0859-47-1086
